

紀の川市貨物・旅客業等事業者燃料費高騰対策補助金交付要綱

令和5年1月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格高騰の影響を大きく受けた市内の運送事業者に対し、事業の継続を下支えするため、紀の川市貨物・旅客業等事業者燃料費高騰対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において運送事業者とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を営んでいる者
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営んでいる者
- (3) 道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営んでいる者
- (4) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業又は同条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業を営んでいる者
- (5) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業を営んでいる者

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる運送事業者は、市内に事業所又は店舗等（以下「事業所等」という。）を有する者であり、事業所等が複数存在する等の場合は1件の申請とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日以前から前条第1号から第5号までに規定する事業のいずれかを開始しており、かつ、補助金の申請日以後も市内で事業を継続する意思があること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とした組織又は団体ではないこと。
- (4) 市からの商工業者向けメール配信の受信者である、又は受信の意思がある者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行っていない者

(交付対象車両)

第4条 補助金の交付対象車両（以下「交付対象車両」という。）は、次の各号のいずれにも該当する車両とする。

- (1) 申請日時点で有効な自動車検査証が交付されていること。
- (2) 自動車検査証において使用の本拠の位置が紀の川市内で登録されていること。
- (3) 自動車検査証において「自家用・事業用の別」の記載欄に事業用として登録されている、または市内で運転代行業に用いられている車両であること。
- (4) 市から業務を受託し運行している車両ではないこと。ただし、デマンド型乗合タクシーはこの限りでない。
- (5) 道路運送車両の保安基準（昭和28年運輸省令第67号）第1条第2項に規定する被けん引自動車ではないこと。
- (6) 申請日時点において和歌山運輸支局に休車を届け出ている車両ではないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定める基準額に前条で定める交付対象車両の台数を乗じて得た額とし、1事業者につき50万円を上限とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、紀の川市貨物・旅客業等事業者燃料費高騰対策補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該表の右欄に掲げる必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(申請期間)

第7条 補助金の交付申請期間は、令和5年3月20日から令和5年4月28日までとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、紀の川市貨物・旅客業等事業者燃料費高騰対策補助金交付決定通知書(様式第2号)又は紀の川市貨物・旅客業等事業者燃料費高騰対策補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)に対し条件を付することができるものとする。

(申請内容の変更及び取消し)

第9条 補助決定者は、交付申請の内容に変更が生じたときは、紀の川市貨物・旅客業等事業者燃料費高騰対策補助金交付変更申請書(様式第4号)に変更内容が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、紀の川市貨物・旅客業等事業者燃料費高騰対策補助金変更承認通知書(様式第5号)又は紀の川市貨物・旅客業等事業者燃料費高騰対策補助金変更不承認通知書(様式第6号)により、当該補助決定者に通知するものとする。

3 市長は、補助決定者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 第3条および第4条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、紀の川市貨物・旅客業等事業者燃料費高騰対策補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、紀の川市商工業者原油価格・物価高騰対策補助金交付要綱(令和5年紀の川市告示第17号)に定める補助金の対象経費として、車両燃料費を含む経費科目を計上することができない。

(経営状況の報告等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、経営状況についての報告を求め、又は必要な調査を行い、必要に応じて是正のための措置を求めることができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、第9条第3項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、その返還を命ずることができる。

(公表)

第13条 市長は、不正受給等の事実が確認された場合は、補助決定者の事業者名、代表者名等を公表

することができる。

(申請内容の情報提供)

第14条 市長は公益上特に必要があると認めるときは、国、県及び市の関係課等に対し、個人情報を含む申請内容の情報を提供することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

(失効期日)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力失う。ただし、この要綱の失効後においても、第9条及び第11条から第14条までの規定は、なおその効力を有する